

審査対象		審査項目	基準	配点	項目設定の根拠・理由等	備考
増築・改築						
養護老人ホーム	特別養護老人ホーム					
○	○	1 社会福祉事業経営者としての理念	①社会福祉事業の理念・計画、法人・施設運営方針を持っており、十分に職責を自覚している。	+2	(根拠) ・県独自の基準による。 (理由) ・法人及び事業所又は施設運営にとって、設立代表者の識見は重要な要素であり、計画の熟度、確実性に關係してくるため。	・計画の熟度、確実性を積極的に評価して配点する。
			②社会福祉事業の理念・計画、法人・施設運営方針を持っており、ほぼ職責を自覚している。	+1		
			③社会福祉事業の理念・計画、法人・施設運営方針や職責にやや理解不足の面が見受けられる。	+0		
			④社会福祉事業の理念・計画、法人・施設運営方針や職責に理解不足の面が多く見受けられる。	-1		
○	○	2 監査状況 (R2~R4実績)	①文書指摘はなく、文書指導が2項目以下	+2	(根拠) ・県独自の基準による。 (理由) ・法令、通知に基づいた健全な施設運営は利用者の処遇の維持向上には不可欠であるため。	・法人本体への監査及び対象施設への監査(実地指導での指摘を含む)
			②文書指摘はなく、文書指導が3項目以上	+1		
			③文書指摘がある。	±0		
			④文書指摘があり、かつ、文書指摘事項が未改善である。	-1		
○	○	3 福祉サービス第三者評価の受審状況(実績)	①第三者評価を受審し、評価結果を公表している。	+2	(根拠)・県独自の基準による。 (理由) ・第三者評価制度を導入し、その評価結果を公表することは、利用者の視点に立った老人福祉サービスの向上につながるため。	
			②第三者評価を受審しているが、評価結果を公表していない。または、第三者評価を受審していないが、受審確約書を提出している。	±0		
			③上記以外	審査対象外		
○	○	(新設の場合のみ) 4 新設社会福祉法人の設立代表	①設立代表者の業務への従事実績があり、かつ、当該業務に関する識見がある。	±0	(根拠) ・部共通審査項目に準拠	
			②上記以外	-1		
○	○	5 施設整備資金の確保	①金融機関の残高証明、融資確定書、及び寄付者の確約書等により、県補助金及び(独)福祉医療機構からの借入を除く全ての資金の手当が証明されている。	±0	(根拠) ・H13.7.23「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」 5 指導監督上の留意事項について(2)施設整備関係 ・H12.12.1「社会福祉法人の認可について」(局長通知第2法人の資産) (理由) ・無理な資金計画は、整備が不能となる可能性も孕み、不祥事案につながる場合も想定されるため。	・資金は、金融機関の残高証明や寄付申込書、借入申請書、決算書等(既設法人の場合)により判断する。 ※決算資料の財産目録等で確認。
			②上記以外	-1		

	審査対象		審査項目	基準	配点	項目設定の根拠・理由等	備考
	増築・改築						
	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム					
法人要件	○	○	6 事業の収支見通し	①収入・支出の算定基礎（人員配置、人件費水準、ホテルコスト（管理費）等）が適正で、健全かつ安定した運営が見込まれる。	+2	(根拠) ・H12.12.1「社会福祉法人の認可について」局長通知第1 社会福祉事業(2) 社会福祉法第3~5条、第61条 (理由) ・安定した運営は、利用者の処遇の維持・向上に不可欠であるため。	・算定基礎が適切であるほど、事業収支見通しの精度が高まり、より安定した施設運営に繋げることができる。 ※事業所単位で年間の収入と支出を比較する。
				②収入・支出の算定基礎の大部分が適正で収支見通しも概ね良好である。	+1		
				③収入支出の算定基礎が不十分な点はあるが、収支均衡は見込まれる。	±0		
				④収入・支出とも算定基礎に根拠がない、または恣意的であるなど収支計算が不適切で、健全かつ安定した運営が見込めない。	審査対象外		
	○	○	7 危機管理への取組状況 (R4実績)	①火災、自然災害などに対する危機管理（対応マニュアルの内容、訓練の実施等）の意識が高く積極的である。	+2	(根拠) ・県独自の基準による。 (理由) ・災害発生時、自力避難が困難な人が多く利用する老人福祉施設においては、日頃より災害対策が必要となるため。	
				②火災、自然災害などに対する危機管理（対応マニュアルの内容、訓練の実施等）がある程度なされている。	±0		
				③火災、自然災害などに対する危機管理（対応マニュアルの内容、訓練の実施等）は不十分である。	-1		
	○	○	8 苦情処理への対応	①対処方針、計画、体制が整っているか。	±0	(根拠) ・社会福祉法第82条 ・H12.6.7「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組み」の指針について (理由) ・事故処理は、利用者の処遇改善に係る重要な取り組みであるため。	・既に施設を経営中の法人については、事故連絡書等により判断する。
				②上記以外	-2		
	○	○	9 事故発生への対応	①対処方針、計画、体制が整っているか。	±0	(根拠) ・社会福祉法第82条 ・H12.6.7「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組み」の指針について (理由) ・事故処理は、利用者の処遇改善に係る重要な取り組みであるため。	・既に施設を経営中の法人については、事故連絡書等により判断する。
				②上記以外	-2		
	○	○	10 生活困窮者に対する利用者負担軽減事業	1 特別養護老人ホームの取組について	①法人が当該事業の申し出を行い、実績がある。	+2	(根拠) ・H12.5.1「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」局長通知 (理由) ・低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、社会的な役割のある社会福祉法人等による負担を基本として、利用者負担の軽減を担うべきであるため。
②法人が当該事業の申し出を行っているが、実績がない。					±0		
③法人が当該事業の申し出を行っていない。					審査対象外		
2. 1以外の事業所（デイサービス等）の取組について			①法人が当該事業の申し出を行い、実績がある。	+2			
			②法人が当該事業の申し出を行っているが、実績がない。	±0			
			③法人が当該事業の申し出を行っていない。	-1			

審査対象		審査項目	基準	配点	項目設定の 根拠・理由等	備考
増築・改築						
養護老人 ホーム	特別養護 老人 ホーム					
○	○	11 県計画との整合性	①県が定める介護保険事業支援計画等でサービスが不足している圏域への建設か。	±0	(根拠) 部共通審査項目に準拠	
			②上記以外	-1		
○	○	12 市町村計画との整合性	①市町村の介護保険支援事業計画等との整合があり、整備予定地の市町村は施設整備に同意しているか。	±0		
			②上記以外	審査対象外		
○	○	13 避難スペースの活用計画	①平常時でも避難スペースを有効活用する計画がある。	±0		
			②上記以外	-1		
○	○	14 災害対策計画の作成	①関係する計画、マニュアル等を作成しているか。	±0		
			②上記以外	審査対象外		
○	○	15 消防計画の作成	①関係する計画、マニュアル等を作成しているか。	±0		
			②上記以外	審査対象外		
○	○	16 避難確保計画の作成	①関係する計画、マニュアル等を作成しているか。	±0	(根拠) ・県独自の基準による。 ・市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められている要配慮者利用施設では避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。 (理由) ・利用者の安全確保のため、災害発生時の対応を考慮しておく必要があるため。	
			②上記以外	審査対象外		
○	○	17 地域との交流連携 (R4実績)	①地域との交流連携を積極的に行っている。	+2	(根拠) ・熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第29条 ・熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第31条	
			②上記以外	±0		

	審査対象		審査項目	基準	配点	項目設定の 根拠・理由等	備考		
	増築・改築								
	養護老人 ホーム	特別養護 老人 ホーム							
現 有 施 設 要 件	○	○	18 住民等の同意状況	①隣接地権者等に説明を行い、同意が得られている。	+2	(根拠) ・熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第29条 ・熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第31条			
				②隣接地権者等に説明を行ったが、同意を得られていない。	±0				
	○	○	19 避難訓練の実施 (災害、火災)	①毎年、避難訓練等を行っているか。	±0	(根拠) ・県独自の基準による。 ・市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められている要配慮者利用施設では避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。 (理由) ・利用者の安全確保のため、災害発生時の対応を考慮しておく必要があるため。			
				②上記以外	審査対象外				
	○	○	20 避難訓練の実施 (洪水、津波)	①毎年、避難訓練等を行っているか。	±0	(理由) ・利用者の安全確保のため、災害発生時の対応を考慮しておく必要があるため。			
				②上記以外	審査対象外				
	○	○	21 処遇 (実績)	養護老人 ホーム	①自立した日常生活を営むための効果的な取り組みが多く行われている。	+2	(根拠) ・熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第3条		
					②自立した日常生活を営むための効果的な取り組みがそれほどみられない。	±0			
				特別養護老人 ホーム	①入浴、排泄、食事、機能回復、認知症高齢者への対等、入所者の処遇について効果的な取り組みが多く行われている。	+2			(根拠) ・熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第3条
					②入浴、排泄、食事、機能回復、認知症高齢者への対等、入所者の処遇について効果的な取り組みがそれほどみられない。	±0			
	○	○	22 福祉避難所 (実績)	①市町村と協定を締結している。	+2	(根拠) ・熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第29条 ・熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第31条			
				②市町村と協定を締結する予定である。	+1				
③市町村と協定を締結しておらず、予定もない。				±0					
○	○	23 身体拘束の状況 (R4実績)	①身体拘束がないか、または、身体拘束はあるが、緊急やむを得ないものであり、適正な手続きを経ている。	±0	(根拠) ・熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第17条第4項～第6項 ・熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第16条第4項～第6項				
			②適正な手続きを経していない身体拘束がある。	-2					

審査対象		審査項目	基準	配点	項目設定の 根拠・理由等	備考		
増築・改築								
養護老人 ホーム	特別養護 老人 ホーム							
○	○	24 権利擁護及び認知症等の研修の受講状況 (R3~R4実績)	(1) 施設長の受講について	①権利擁護、認知症研修等を積極的に受講している。	+2	(根拠) ・熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第22条 ・熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第24条		
				②権利擁護、認知症研修等を受講している。	+1			
				③権利擁護、認知症研修等を受講していない。	±0			
				(2) 施設長以外の職員の受講について	①権利擁護、認知症研修等を積極的に受講している。	+2		(根拠) ・熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第24条第3項 ・熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第25条第3項
				②権利擁護、認知症研修等を受講している。	+1			
				③権利擁護、認知症研修等を受講していない。	±0			
○		25 施設長及び生活相談員の資格	①施設長及び生活相談員の両方が資格要件を満たしている。	±0	(根拠) ・熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第6条			
			②施設長及び生活相談員の一方又は両方が資格要件を満たしていない。	-2				
○	○	26 入所者へのサービス向上の取組み (R5.4.1現在)	①介護給付費算定において、次の3項目の体制加算全てを満たしている。・日常生活継続支援加算 ・看護体制加算 ・夜勤職員配置加算	+3	(根拠) ・県独自の基準による。 (理由) ・サービス向上に取り組む施設(法人)を評価することは老人福祉サービス向上に不可欠であるため。			
			②上記2項目の体制加算を満たしている。	+2				
			③上記2項目の体制加算を満たしている。	+1				
			④3項目全て満たしていない。	±0				
○	○	27 入所者における褥瘡の発生状況 (R4実績)	①褥瘡の発生はない、又は発生はあるが、発生を予防する必要な体制を整備している。	±0	(根拠) ・熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第17条第5項			
			②褥瘡の発生があり、かつ、発生を予防する必要な体制を整備していない。	-2				
○	○	28 在宅高齢者に対する支援の取組み (R4実績)	①在宅の高齢者に対して、何らかのサービスを提供している。	+2	(根拠) ・熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第31条			
			②上記以外	±0				

審査対象		審査項目	基準	配点	項目設定の 根拠・理由等	備考
増築・改築						
養護老人 ホーム	特別養護 老人 ホーム					
○	○	29 ユニ ットリ ーダ ー研 修 及 び ユ ニ ッ ト ケ ア 研 修 の 受 講 状 況	ユニット型施設	①ユニットケア基礎研修を積極的に受講している。	+2	(根拠) ・熊本県特別養護老人 ホームの設備及び運営 の基準に関する条例第 41条第4項
				②ユニットケア基礎研修を受講している。	+1	
				③ユニットケア基礎研修を受講していない。	±0	
			従来型施設	①ユニットリーダー研修及びユニットケア基礎研修を受講している。	+2	(根拠) ・熊本特別養護老人 ホームの設備及び運営 の基準に関する条例第 25条第3項
			②ユニットリーダー研修またはユニットケア基礎研修を受講している。	+1		
			③ユニットリーダー研修及びユニットケア基礎研修を受講していない。	±0		
○	○	30 個別ケアの実践 (従来型施設) (実績)	①個別ケアを実践している。	+2	(根拠) ・熊本県特別養護老人 ホームの設備及び運営 の基準に関する条例第 34条	
			②個別ケアを実践していない。	±0		
○	○	31 介護職員の離職率 (R2~R4実績) ※R4の介護職員の離職率 9.9%	①介護職員の離職率が、ごくわずかである。	+2	(根拠) ・県独自の基準による。 (理由) ・介護職員の長期的な 確保は事故防止とサー ビス向上には不可欠で あるため。	※離職率：厚労省R4 年度上半期雇用動向 調査「医療・福祉」
			②介護職員の離職率が、平均離職率よりも低い。	+1		
			③介護職員の離職率が、平均離職率程度である。	±0		
			④介護職員の離職率が、平均離職率よりも高い。	-2		
○	○	32 用地の確保	①整備予定地の所有権等を確保している。	+1	(根拠) ・社会福祉法第25条 ・H12.12.1「社会福祉 法人の認可について」 (局長通知第2 法人 の資産) (理由) ・社会福祉法人は、社 会福祉事業を行うにあ たり必要な資産を備え なければならないため。 ・また、社会福祉法人 以外の法上事業の安	
			②整備予定地の所有権等を確保予定である。	±0		
○	○	33 用地に係る規制事項 及び規制解除見込み	①土地の安定的な使用が確保又は予定されている。 (開発許可等の手続きがなされている。)	+1	(根拠) ・農業振興法、農地 法、都市計画法等の土 地利用、規制に係る法 令や条例、民法等 (理由) ・法人は、土地の利用 等を規制する関係諸法 令等有る場合は、そ れらの規制等を解除し ておく必要があるた め。	
			②上記以外	±0		

	審査対象		審査項目	基準	配点	項目設定の 根拠・理由等	備考
	増築・改築						
	養護老人 ホーム	特別養護 老人 ホーム					
施 設 計 画 要 件	○	○	34 土砂災害の危険性	①整備予定地が、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所以外の場所にある。	+3	(根拠) ・県独自の基準による。 ・土砂災害特別警戒区域における災害時要援護者関連施設の建築には、特定開発行為に対する許可が必要(土砂災害防止法) (理由) ・利用者の安全確保のため、災害発生の可能性を考慮する必要があるため。	
				②整備予定地が、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所にある。	±0		
				③整備予定地が、土砂災害特別警戒区域にある。	審査対象外		
	○	○	35 水害の危険性	①整備予定地が洪水浸水想定区域ではない。	+2	(根拠) ・水防法	
				②上記以外	±0		
	○	○	36 敷地面積 (有効面積)	①敷地面積は外来、業務用車両の駐車場及び避難場所が確保でき、施設の緑化等ゆとりある生活環境を整備できる面積がある。	+2	(根拠) ・県独自の基準による (理由) ・老人福祉施設は、施設を利用する高齢者だけでなく地域の人のコミュニティスペースの役割を担っているため。	
				②敷地面積は外来、業務用車両の駐車場及び避難場所が確保できる面積がある。	+1		
				③上記以外	±0		
	○	○	37 交通の便	①施設が、行政機関、医療機関、駅・バス停のいずれかがある集落内にある。	+2	(根拠) ・県独自の基準による (理由) ・希望する全ての高齢者が老人福祉サービス等を利用することを保証するため。	・利便性の確保として、公共交通機関の利便について評価するとともに、低廉な料金による送迎等事業者の配慮を評価して配点した。 ・徒歩での移動が可能な範囲として施設を中心とした半径500m以内(徒歩10~15分以内)を基準とした。
				②施設が、行政機関、医療機関、駅・バス停のいずれかもない集落内にある。	+1		
				③施設が集落内にない。	±0		
	○	○	38 経過年数	①当初建築(又は直近改築)からの年数が、40年以上	+3	(根拠) ・H17.10.5「社会福祉施設等整備費における大規模修繕等の取扱いについて」(局長通知) ・年数のランク分けについては、県独自で基準を設けた。 (理由) ・大規模修繕等の場合、建築後の経過年数は修繕の必要性の重要な判断指標となるため。	
②当初建築(又は直近改築)からの年数が、30年以上40年未満				+1			
③当初建築(又は直近改築)からの年数が、30年未満				±0			
○	○	39 耐震化の状況	①当該建造物が耐震基準を満たしていない。	+3	(根拠) ・建築基準法		
			②上記以外	±0			

審査対象		審査項目	基準	配点	項目設定の 根拠・理由等	備考
増築・改築						
養護老人 ホーム	特別養護 老人 ホーム					
○	○	40 ユニバーサルデザイン、バリアフリーへの対応	①建物がユニバーサルデザインに関する法令に沿った基準に適合したものとなっている。(既存部分を含めて)	+ 2	(根拠) ・県独自の基準による。 (理由) ・老人福祉施設としてバリアフリー対応は基本的事項であるため	
			②新築部分のみユニバーサルデザインに関する法令に沿った基準に適合したものとなっている。	+ 1		
			③新築部分を含めて配慮が不十分。	± 0		
○	○	41 県産木材利用の促進	①木造化又は内装木質化された施設とする整備計画となっている。	+ 2	(根拠) ・「熊本県建築物等木材利用推進基本方針」(H23.2) (理由) 県産木材を利用した公共建築物の木造化・木質化に対して積極的に評価する。	
			②上記以外	± 0		
○	○	42 提出された計画の施設基準への適合性	①設計変更の必要がない。	+ 2	(根拠) ・県独自の基準による (理由) ・老人福祉施設は、施設を利用する高齢者だけでなく地域の人のコミュニティスペースの役割を担っているため。	
			②設計変更の必要がある。(2か所以下)	+ 1		
			③設計変更の必要がある。(3か所以上)	± 0		
			④必要事項が記入されていないなど図面の差し替え等を指示したが、指示に合致したものが提出されなかった。	審査対象外		
○	○	43 その他、特に評価すべき事項	①上記以外の項目で特に評価すべき事項(例：高齢者福祉施策への貢献等)	+ 3 ~ ± 0	(根拠) ・県独自の基準による。 (理由) ・地域の特性に応じた特色あるサービスを提供する施設を評価するため。	
その他 総括的 事項						